

(書式 1 - 1 - 5 - 5)

譲渡による株式の取得について会社の承認を要求する定款の制限を撤廃する
場合の株主総会議事録

臨時株主総会議事録

平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇曜日）午前〇時から、〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号所在当社本店（〇階〇〇会議室）において、臨時株主総会を開催した。

この株主総会には、代表取締役社長〇〇〇〇、専務取締役〇〇〇〇、常務取締役〇〇〇〇、取締役〇〇〇〇、取締役〇〇〇〇、監査役〇〇〇〇が出席した。

A s a h i C h u o

定刻、当社定款の定めにより代表取締役社長〇〇〇〇は議長となり開会を宣し、本日の出席株主数及びその議決権数等下記のとおり報告し、本総会の付議議案の決議に必要な会社法及び定款の定足数を満たしている旨を述べ、本日の議案を上程し審議に入った。

記

総株主数（平成〇〇年〇〇月〇〇日現在）	〇〇名
発行済株式総数（平成〇〇年〇〇月〇〇日現在）	〇〇, 〇〇〇株
議決権を有する株主数	〇〇名
総株主の議決権数	〇〇, 〇〇〇個
本日出席の株主数	〇〇名
その議決権数	〇〇, 〇〇〇個

決議事項

議 案 定款一部変更の件

議長は、当会社の発展を期すべく、株式の自由な譲渡を認めるため、定款第〇条に規定する株式の譲渡制限に関する規定を廃止し、下記のとおり定款を変更したい旨を説明し、出席株主に質問はないか問うたところ、出席株主からは特段質問は出なかった。次いで議長は、その賛否を議場に諮ったところ、出席株主の議決権の3分の2以上の賛成を得たので、本議案は原案どおり可決された。

(下線部分を変更)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(株式の譲渡制限)</u>	(削 除)
第〇条 当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。	
第〇〇条 } } 第〇〇条 } (条文の記載省略)	第〇〇条 } (現行の第〇〇条から } 第〇〇条 } 第〇〇条までを1条 ずつ繰り上げる 条文は現行どおり)

以上をもって本総会の議事はすべて終了したので、議長は、午前〇時〇〇分閉会を宣した。

上記議事の経過要領及びその結果を明確にするため、この議事録を作成し、議長及び出席取締役が次に記名押印する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇株式会社 臨時株主総会

議長 代表取締役社長 〇〇〇〇 印
専務取締役 〇〇〇〇 印

常 務 取 締 役 ○○○○ 印

取 締 役 ○○○○ 印

取 締 役 ○○○○ 印



解 説

(株式の譲渡制限に関する規定の概要)

株式は原則として自由に譲渡することができる（会社法第127条）。

しかし、株式会社の中でも株主の数が少ない中小規模の会社においては、経営の安定を保持するため会社にとって好ましくない者が株主となることを防止する要請があることから、譲渡による株式の取得について会社の承認を要する旨の定款の定めを設けることが認められている（会社法第107条第1項柱書、第1号、同法第108条第1項柱書、第4号）。

また、株主総会の特別決議によりこの定款の定めを廃止し、株式の自由譲渡性を回復させることもできる。

(決議要件)

株式の譲渡制限に関する規定を廃止する場合の決議要件は、通常の定款変更の決議要件と同様特別決議事項であるので、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数（定款において3分の1以上の割合を定めた場合はその割合）を有する株主が出席し、出席株主の議決権の3分の2（定款においてこれを上回る割合を定めた場合はその割合）以上の多数をもって行わなければならない。また、一定数以上の株主の賛成を要する旨など、定款においてその他の要件を定めることも妨げられない（会社法第309条第2項柱書、第11号）。